

川口市監査告示第 23 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年11月1日

川口市監査委員	澤野 高雄
同	金井 洋
同	野口 宏明
同	芝崎 正太

# 監査結果報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の対象及び理由

#### (1) 監査の対象

保健部（国民健康保険課、国保収納課、高齢者保険事業室、看護専門学校）

#### (2) 選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 平成29年11月1日～平成29年11月29日

### 2 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

### 3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施にあたり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 未収金	ア 調定額・調定の時期は適切か イ 過年度収入未済額は適切に繰り越されているか ウ 債権の管理は適切か、滞納整理の手続きは適時・適切に執られているか
(2) 現金	ア 帳票等と現金は突合しているか イ 紛失・盗難のリスクはないか
(3) 補助金等	ア 必要な手続きは行われているか イ 実績報告は形骸化していないか ウ 補助事業の効果の検証は行われているか
(4) 契約事務	ア 安易な随意契約を採用していないか、契約理由は適切か

	イ 同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ 指名競争入札採用理由の記載はあるか エ 検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
(5)財産管理	ア 台帳と現物の実地照合はされているか イ 返納手続きをせずに処分していないか ウ 備品現在高報告書の記入漏れはないか

#### 4 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年7月31日

#### 5 監査の実施期間

令和3年9月1日～令和3年9月29日

#### 6 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係職員から事務の執行状況について説明を聴取した。

### [国民健康保険課]

#### (1) 主な監査項目

##### ア 収入事務

(ア) 一般被保険者返納金等の雑入

##### イ 支出事務

(ア) 国民健康保険相談員等の報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

(エ) 国民健康保険被保険者人間ドック検診料助成金等

(オ) 還付加算金

##### ウ 契約事務

(ア) 特定健康診査業務等の委託契約

(イ) 健康管理システム等の賃貸借契約

##### エ 賦課事務

(ア) 国民健康保険税

オ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[国保収納課]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 国民健康保険税

イ 支出事務

(ア) 国民健康保険相談員報酬

(イ) 旅費

(ウ) 消耗品費

ウ 契約事務

(ア) 国民健康保険税催告書作成業務等の委託契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

[高齢者保険事業室]

(1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 後期高齢者医療保険料

イ 支出事務

(ア) 旅費

(イ) 消耗品費

(ウ) 後期高齢者医療被保険者人間ドック検診料助成金

(エ) 還付金等

ウ 契約事務

(ア) 後期高齢者健康診査等の委託契約

(イ) 特定健診等データ管理システム等機器賃貸借

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

オ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

#### [看護専門学校]

##### (1) 主な監査項目

ア 収入事務

(ア) 授業料等の使用料

(イ) 入学選考手数料

(ウ) 奨学金貸付金回収金

(エ) 電子複写機使用雑入

イ 支出事務

(ア) パートタイム会計年度任用職員報酬

(イ) 講師等報償金

(ウ) 旅費

(エ) 消耗品費

(オ) 施設維持補修の修繕料

ウ 契約事務

(ア) 床・窓ガラス定期清掃業務等の委託契約

(イ) パソコン教室電子計算機等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 備品管理

(イ) 郵便切手の受払い

## 第2 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効果的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

(指摘)

### 1 収入事務について

国保収納課の国民健康保険税徴収事務において、金券処理簿の記載が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

看護専門学校の授業料等における現金出納簿の記載や、電子複写機使用雑入における収納金の払い込みにおいて、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

## 2 支出事務について

国民健康保険課及び高齢者保険事業室の各々人間ドック検診料助成金の交付事務において、文書の保存が川口市文書管理規程等に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

看護専門学校の修繕料において、一者随意契約の手続きが川口市契約に関する規則に則って行われていないものが散見されたので、適正に執行されたい。

## 3 契約事務について

看護専門学校の看板製作委託において、契約手続きが契約事務の手引きに則って行われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

## 4 財産管理について

看護専門学校の備品等の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

# 第3 意見

## 1 契約事務について

全課室校の委託契約及び賃貸借契約において、指名競争入札とした理由を明確に記載されたい。

看護専門学校の委託契約及び賃貸借契約のそれぞれの契約事務全般において、業務完了の確認や長期継続契約である旨の記載等の漏れ、日付の齟齬など、記載内容、必要書類に不備がないよう、完了までの事務を適切に行い、正確な事務の執行に努められたい。

## 2 財産管理について

国保収納課の保管する公印において、備品整理票が作成されていないので、作成の上、適切に管理されたい。